

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>1 東日本大震災関連 (1) 平成28年度以降の復興、創生期間における復興事業に係る自治体負担の軽減及び各種支援措置の継続について ① 復興交付金、震災復興特別交付金、復興効果促進事業一括交付金等の延長拡充。直轄事業の実施に伴う地方負担への財政支援、及び取り崩し型復興基金の追加措置。</p>	<p>県では、これまでも機会を捉えて、復旧・復興事業の迅速かつ着実な推進のため、国への要望を続けてきたところでありますが、昨年12月2日にも、 ① 復興に必要な予算の確実な措置、 ② 復興交付金の確実な予算措置及び制度の柔軟な運用、 ③ 社会資本整備総合交付金(復興)の復興の進度に応じた予算措置、等について、国への要望を行ったところです。 平成28年度以降の復旧・復興事業に係る政府方針決定にあたっては、県・市長会・町村会合同要望など市町村や他県と連携し、強力に国への要望活動を行ったところでありますが、今後とも、国に対して被災地の実情を説明し、必要な予算が確実に措置されるよう、国に対し要望していきます。</p>	復興局	復興推進課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>1 東日本大震災関連 (1) 平成28年度以降の復興、創生期間における復興事業に係る自治体負担の軽減及び各種支援措置の継続について ② 復興支援員、各自治体からの応援職員、任期付き職員等の継続と応急仮設住宅供与期間後の柔軟な対応、活用継続に伴う修繕費の支援。</p>	<p>本県では、復興支援員制度を活用し、主に県外からの若者を受入れ、「いわて復興応援隊」として採用し、被災地等の復興や地域振興に向けた取組を行っています。 復興支援員制度は、都市部からの移住者を受入れるための有効な手段の一つであり、県内市町村での取組も広がっています。今後とも、国の動向を注視しながら、県内市町村においても有効活用が展開できるよう、支援していきます。 被災市町村への人的支援については、各種派遣スキームの活用や県外自治体への直接要請、県における任期付職員の採用・派遣などに取組んできたところです。 来年度も、市町村に派遣するための任期付職員を新規に募集・採用する予定である他、被災三県合同による県外自治体への直接要請などの取組を継続して行っていくこととしており、引き続き、被災市町村と連携しながら人材確保に取り組んでいきます。</p>	政策地域部	地域振興室 市町村課	B 実現に努力しているもの
	<p>応援職員、任期付職員は、復興事業を進める推進力の一つとなっています。応援職員については、復興状況を丁寧に説明しながら、都道府県等に継続的な派遣への協力を要請していくなど、任期付職員の採用を含め、引き続き、多様な方策により人員確保に努めていきます。</p>	総務部	人事課	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>応援職員、任期付職員は、復興事業を進める推進力のひとつとなっています。応援職員については、復興状況を丁寧に説明しながら、都道府県等に継続的な派遣への協力を要請していくなど、任期付職員の採用を含め、引き続き、多様な方策により人員確保に努めていきます。 応急仮設住宅は、被災者の方々が、災害公営住宅の建設や区画整理事業等の面的整備が終了するまで災害救助法に基づき供与されるものであることから、供与期間終了後は解体撤去することになります。 なお、応急仮設住宅を市町村に無償で譲渡することは可能ですが、県による修繕費の支援は困難と考えます。</p>	復興局	生活再建課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>1 東日本大震災関連 (1) 平成28年度以降の復興、創生期間における復興事業に係る自治体負担の軽減及び各種支援措置の継続について ③ 普通交付税について被災自治体においては平成22年度国勢調査人口を算定基礎とする特例措置を講じる事。</p>	<p>今回の国勢調査は東日本大震災津波後初となるもので、特に沿岸被災団体において震災に伴う大幅な人口減となり、普通交付税の減額が懸念されていたところであることから、岩手、宮城両県沿岸の18市町村長が総務省に対し特例を設けるよう要望した他、県においても平成28年度政府予算要望に盛り込むなどの働きかけを行ってきたところです。 その結果、東日本大震災の津波被災地域においては、平成28年度以降の算定に用いる平成27年国勢調査人口について特例措置が適用されることとなり、特に国勢調査人口の減少率が10%を超えた市町村について、交付税減額の大幅な緩和が見込まれるところです。 普通交付税は、全国どこでも一定水準の行政サービスを確保するための財源を保障するためのものであり、被災自治体の財政運営に支障が生じないよう、今後も必要に応じて本県の実情を伝えるなど適切な対応を行ってまいります。</p>	<p>政策地域部</p>	<p>市町村課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>1 東日本大震災関連 (2) なりわいの再生について ① 復興工事、まちづくりの遅れに合わせ、グループ補助金の拡充延長、国税関係法律の特例適用期間及び、仮設店舗の移転、撤去に係る助成交付期間の延長を行うよう国に強く要望する事。</p>	<p>県では、これまで機会をとらえて、国に対して、税制・金融上の支援等を含む復興特区制度の適用期間の延長や柔軟な運用を図ることなどについて要望を続けてきた結果、政府の平成28年度税制改正大綱に適用期間の5年間延長等が盛り込まれたところです。 今後も、国に対して、迅速かつ着実な復興の実現に向けて、復興特区制度の継続等を求めています。</p>	復興局	復興局産業再生課	B 実現に努力しているもの
	<p>県では、被災企業の支援策については、地域の実情に合わせてきめ細かに対応する必要があると考えており、そのためにも国に対してグループ補助金の事業継続や、必要な予算措置の確保を要望しています。今般、政府予算案にグループ補助金が計上されており、県としても、国の予算措置を踏まえ、補助事業を継続していきたいと考えています。 また、仮設施設の移設・撤去等をする際の費用を(独)中小企業基盤整備機構が助成する仮設施設有効活用等助成事業については、地域の実情に応じて完成後5年を超える施設についても助成対象とするよう、これまで国に対し要望を行ってきたところですが、今般、助成対象期間が平成30年度末までに延長されたところであり、今後とも国の動向等について情報収集を行っていきます。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>1 東日本大震災関連 (2) なりわいの再生について ② つくり育てる漁業の推進に対する支援を強化すると共に水産資源の早急な回復のための調査研究を行う事。</p>	<p>つくり育てる漁業の代表魚種であるサケについては、平成28年度も引き続き、国の事業を活用し、稚魚の購入費、水揚げ賦課金の減少補填、海産親魚の購入、海産親魚の確保に係る経費を支援していきます。また、平成26年度からは、サケ稚魚の初期生残を高めるための事業規模での実証試験を実施しており、今後、その成果をふ化場関係者に還元することとしています。 アワビについては、資源回復に向けた積極的な種苗放流が重要と考えており、平成28年度も引き続き、国の事業を活用し、震災前と同等数の稚貝放流を可能とする種苗生産や放流経費に対する支援を行うとともに、適切な放流方法や漁場管理等を指導していきます。 また、第7次岩手県栽培漁業基本計画を策定し、ヒラメ、アワビ、ウニ、マナコ等の種苗放流目標数等を定めており、今後も引き続き、水産資源の早期回復に向けた調査・研究と資源造成型栽培漁業の推進に取り組んでいきます。</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>1 東日本大震災関連 (2) なりわいの再生について ③ 被災地における建設、医療介護、水産関係の労働力不足対策を強化すると共に、国に対して外国人技能実習制度の拡充について強く要望する事。</p>	<p>被災地における建設関係の労働力不足対策として、被災地以外から労働者を確保するため、復興JV制度の活用や、工事費に送迎や宿泊に要した費用を実績変更すること、労働者宿舍の建設に係る費用を計上することなどに取組んでおり、引き続き、労働者の確保に努めていきます。</p>	県土整備部	建設技術振興課	B 実現に努力しているもの
	<p>県では、県内各地にキャリア支援員を配置し、新規人材や潜在的有資格者の掘り起し、マッチング支援などを行っている他、労働環境の整備改善を促すセミナーの開催、研修受講への補助、介護の仕事の魅力を発信する取組などを行い、介護人材の確保を促進しています。また、特に人材確保が困難な沿岸被災地においては、新規採用職員用の住宅確保や就労支援金支給に要する経費への補助などにより、介護人材の確保を促進しています。 今後も、国、県、市町村、関係団体及び養成機関で構成される岩手県介護労働懇談会などを通じて、関係機関が連携しながら、介護人材の確保・定着に取り組んでいきます。 なお、介護分野における外国人技能実習制度については、国において取扱いが検討されていることから、これらの動向を注視し、関係団体の意見なども踏まえながら必要に応じて国に要望を行っていきます。</p>	保健福祉部	長寿社会課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
	<p>県では、まちづくりなどの復興事業や産業復興が本格化する中で、沿岸被災地の基幹産業である水産加工業をはじめとする各分野において、産業人材の確保が重要な課題と認識し、地域内での労働力の掘り起しや地域外からの労働力の確保など、関係機関と連携して取り組んでいます。</p> <p>外国人技能実習生の受入拡充についても、地域外から労働力を確保する取組の一環として有効なものと考えており、水産加工業を対象として、構造改革特区制度の活用による受入枠の拡大を図ったところですが、多くの受入事業者が、監理団体における適切な受入実績を求める認定要件に適合せず、現在1事業者のみの認定にとどまっているところです。</p> <p>県としては、受入人数枠の拡大や実習期間の延長等が期待される「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」が平成27年3月6日に国会に提出され、継続審議となっていることから、構造改革特区制度の柔軟な運用と併せて、制度見直しの早期実現を国に対して要望しているところであり、今後とも、外国人技能実習制度の拡充を含め、被災地における産業人材の確保について、国に対応を求めていくこととしています。</p> <p>また、県では、水産加工事業者が新たに人材を確保するために必要な宿舍整備や民間賃貸住宅等の借上げに必要な経費について、市町村と協調して補助する制度を創設し、受入環境の整備面から支援しています。</p>	復興局	復興局 産業再生課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>1 東日本大震災関連 (3) 被災者の生活再建、生活支援について ① 資材費、労務費の上昇分を補てんし住宅再建を促す事を目的とした被災者生活再建支援金の拡充延長を国に強く要望すると共に、県単事業である被災住宅再建支援事業補助金及び生活再建住宅支援事業補助金制度の更なる拡充、住宅建築費高騰防止策を行う事。</p>	<p>県では、これまで国に対し、被災者生活再建支援金の拡充を繰り返し要望してきたところですが、国では、依然として慎重な姿勢を取っているところです。</p> <p>このため、県では、要望の実現に向けて、限られた財源の中で、100万円を補助する「被災者住宅再建支援事業」を市町村と共同で実施している他「生活再建住宅支援事業」を県単独で実施しておりますが、厳しい財政状況の中で、県独自での更なる支援の拡充は極めて難しいものと認識しており、国に対して、被災者生活再建支援制度の支援額の増額などによる支援の拡大を、引き続き強く要望していきます。</p>	復興局	生活再建課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
	<p>県では、これまで国に対し、被災者生活再建支援制度の拡充を繰り返し要望してきたところですが、国では、個人の資産形成につながる更なる支援については、慎重な姿勢を取っているところですが。</p> <p>このため、県では、要望の実現に向けて、限られた財源の中で、100万円を補助する「被災者住宅再建支援事業」や「生活再建住宅支援事業」を市町村と共同で実施していますが、厳しい財政状況の中で、県独自の更なる支援の拡充は極めて難しいものと認識しており、国に対して、被災者生活再建支援制度の支援額の増額などによる支援の拡大を、引き続き強く要望していきます。</p> <p>住宅建築費の高騰の一因である、建設資材や人手不足への対応としては、資材や職人を探している工務店にそれらを融通できる工務店を紹介する制度（岩手県地域型復興住宅マッチングサポート制度）を運用しています。</p> <p>また、住宅再建事業者の宿泊施設不足等への対応として、応急仮設住宅を用途廃止し仮設宿泊施設として無償で貸与する事業を実施しており、今後も、これらを継続発展していきます。</p>	県土整備部	建築住宅課	B 実現に努力しているもの
<p>1 東日本大震災関連</p> <p>(3) 被災者の生活再建、生活支援について</p> <p>② 高齢者等サポート拠点、高齢者等共同仮設住宅の運営に係る継続的支援の為に被災者支援総合交付金の柔軟な運用及び、高齢者向け災害公営住宅における支援の為に新たな制度の創設を国に強く要望する事。</p>	<p>高齢者等サポート拠点及びグループホーム型仮設住宅の運営費については復興庁の被災者支援総合交付金を財源として平成28年度当初予算案に計上し、必要な経費の確保を図っているところですが。</p> <p>なお、今後、災害公営住宅への移行が本格化していくことから、高齢者への支援が切れ目なく安定的に提供されるよう、必要に応じて国へ制度創設の提言・要望を行っていきます。</p>	保健福祉部	長寿社会課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>1 東日本大震災関連 (3) 被災者の生活再建、生活支援について ③ 被災者の国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険被保険者及び障害者福祉サービス等利用者の一部負担金、利用料負担金並びに保育料等の免除措置延長及び財政支援について国に強く要望する事。</p>	<p>東日本大震災の被災者に係る一部負担金・利用者負担の免除に対する国の特別な財政支援措置が平成24年9月末で終了し、平成24年10月から既存の特別調整交付金の仕組み（基準を満たした場合に8割を支援）に変更されたことから、県では、被災者の医療及び介護サービスを受ける機会を確保するため、平成24年10月以降も引き続き免除措置が講じられるよう財政支援を実施しているところです。</p> <p>平成24年9月末までと同様な国の特別な財政措置については、平成24年度から継続して国に対して要望しているところであり、今後も、様々な機会を通じて、国に要望していきます。</p> <p>なお、県では、多くの被災者が、いまだ応急仮設住宅等での生活を余儀なくされ、健康面や経済面の不安を抱えており、引き続き医療や介護サービス等を受ける機会の確保に努める必要があることから、これまでと同様に県内統一した財政支援を平成28年12月まで継続します。</p> <p>また、東日本大震災に伴う被災者に対し、市町村が行う保育所徴収金等の減免については、平成25年度までは期限が示されている基金事業として実施されていましたが、平成26年度からは安定した財源である国庫補助金事業により、補助が行われています。</p> <p>今後も国の動向を注視し、被災者に対する震災関係事業が継続されるよう、要望していきます。</p>	保健福祉部	健康国保課、子ども子育て支援課	B 実現に努力しているもの
<p>1 東日本大震災関連 (4) 被災（移転）跡地に係る土地利用対策について 防災集団移転促進事業等に伴う点在する被災跡地を活用したまちづくりが早期になされるよう、柔軟な制度運用、現行制度の改善及び新たな制度・手法の検討などに係る取組をより一層強化すると共に、確実な予算枠の確保を国に対して強く要望する事。</p>	<p>先進事例やさまざまな制度の活用などの情報提供を行うとともに、国に対し復興交付金制度の柔軟な運用及び課題に対応した制度の見直しを要望していくなど、引き続き市町村の支援に取り組んでいきます。</p> <p>なお、土地交換に伴い相手方に税負担が発生することについては、国の税制改正及び県税条例の改正により解消する見込みです。</p>	復興局	まちづくり再生課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>1 東日本大震災関連 (5) 復興に資する社会資本の整備について 県は一日も早い復旧復興に向け、国と連携しながら以下の社会資本整備、利用促進事業に努める事。 ① 復興道路(三陸沿岸道路、三陸縦貫自動車道)の整備促進と復興支援道路、復興関連道路(東北横断自動車道釜石秋田線、宮古盛岡横断道路、国道281号、国道284号、国道340号、国道343号、国道395号、主要地方道久慈岩泉線、主要地方道路戸呂町軽米線等)の改良整備。</p>	<p>三陸沿岸地域の早期復興のためには、高規格幹線道路や地域高規格道路による三陸沿岸の縦貫軸及び内陸と沿岸を結ぶ横断軸で構成される幹線道路ネットワークの構築が必要不可欠であると考えています。県ではこれらの復興道路等について、国の「東日本大震災からの復興の基本方針」に沿って着実に整備を進め、早期に完成することを国に対し要望しています。 今後とも関係機関と調整を図りながら、国に対し早期全線完成に向けて働きかけを行っていきます。 また、県では、三陸沿岸地域の早期復興のため、「復興道路」を補完し、内陸部から沿岸各都市へアクセスする道路等を「復興支援道路」、三陸沿岸地域の防災拠点や医療拠点へアクセスする道路、水産業の復興を支援する道路を「復興関連道路」として位置づけ、交通隘路の解消や防災対策、橋梁耐震化等を推進することとしています。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>1 東日本大震災関連 (5) 復興に資する社会資本の整備について 県は一日も早い復旧復興に向け、国と連携しながら以下の社会資本整備、利用促進事業に努める事。 ② 大船渡、釜石、久慈港湾施設の復旧整備と利用促進。無堤区間の早期着工をはじめとした防潮堤及び水門の整備促進。</p>	<p>県で公表している「社会資本の復旧・復興ロードマップ」において、湾口防波堤を除く港湾施設の完成年度について、大船渡港は平成28年度、釜石港は平成27年度を予定しており、久慈港においては平成25年度に完成しています。湾口防波堤の復旧・整備については、国直轄で実施しており、大船渡港は平成28年度、釜石港は平成29年度、久慈港は平成40年度と伺っています。利用促進については、平成30年代前半に見込まれる三陸沿岸道路の全線開通を見据え、県、港湾所在市、港湾関係企業が連携し、ポートセールスに取組んでいくこととしています。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>港湾課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
	<p>東日本大震災津波により被災した既設防潮堤については、災害復旧事業により再建を進めているところですが、これまで防潮堤を築造していなかった無堤区間についても、安全、安心なまちづくりに資するため、新たな防潮堤整備に取り組んでいます。 県管理漁港海岸における無堤区間の防潮堤は、地域住民の意見や関係市町村の「新たなまちづくり」を踏まえ整備計画を策定し実施設計を終えたところであり、年度内着工を目指して取り組んでいます。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>漁港漁村課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>1 東日本大震災関連 (5) 復興に資する社会資本の整備について 県は一日も早い復旧復興に向け、国と連携しながら以下の社会資本整備、利用促進事業に努める事。 ③ 高田松原津波復興祈念公園の整備促進と根浜海岸浪板海岸の砂浜養浜、海岸保全対策に向けた財政的技術的支援。</p>	<p>高田松原津波復興祈念公園については、平成27年8月5日に国や陸前高田市と連携して「高田松原津波復興祈念公園有識者委員会」を設置し、基本設計を行っています。 高田松原津波復興祈念公園の整備を推進するため、市の協力をいただきながら公園全区域の事業採択や技術的支援について、引続き国に働きかけていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>都市計画課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
	<p>根浜海岸及び浪板海岸の砂浜部分は、海岸保全区域に指定されておらず、自然公物として自由使用に供される公共海岸のうち、海岸保全区域以外の区域である「一般公共海岸区域」として、沿岸広域振興局土木部が海岸保全区域に準じて制限行為の許可制度による管理を行っているところです。 県が根浜海岸及び浪板海岸において養浜を行うためには、新たに砂浜を海岸保全施設として位置付ける必要性等を検討のうえ、海岸保全基本計画の改定及び海岸保全区域の指定を行うことが必要と考えていますが、後背地に林野海岸の海岸防災林施設がある現状では、新たな位置付けは難しい状況です。 なお、海岸管理者ではない市町村等が養浜を行う場合、県から海岸法第37条の5に基づいた許可を得て実施することが可能であることから、市町村が実施主体となって事業を進めようとする場合には、必要な手続き等、事業化に向けた支援を行っています。</p>	<p>復興局</p>	<p>復興局まちづくり再生課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>1 東日本大震災関連 (6) 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について 放射性廃棄物、農林水産物被害、健康、風評被害、賠償問題について県民が一日も早く事故前の状態に戻るよう国、東電に対して被害者に真摯に向き合い、必要な策を構ずるよう強く要望すると共に、県においても被災自治体と共に解決にあたる事。 特に処理基準、方法が示されていない側溝土砂、原木椎茸の落葉層については、早急に方針を示すよう国に強く要望する事。</p>	<p>(賠償問題について) 県では、原発事故による被害の賠償責任は、一義的に東京電力が負うべきものと考え、県内で発生している全ての損害について、被害の実態に即した十分な賠償を速やかに行うよう東京電力に求めてきました。 また、国に対しても、東京電力が確実かつ速やかに賠償を行うために必要な措置を講じるよう要望してきたところです。 今後も引き続き、市町村等と連携し、東京電力及び国に対して強く働きかけていきます。</p>	総務部	総務室	B 実現に努力しているもの
	<p>側溝汚泥については、国に対し処理方針を速やかに示すとともに、汚染濃度や除染実施区域内外にかかわらず、除去等撤去に要する費用や地域で必要となる一時保管施設の整備等の掛かり増し経費について、財政支援を拡大するよう要望しているところです。 なお、国庫補助対象外となる一時仮置場の設置に要する経費については、「放射性物質汚染廃棄物処理円滑化事業(県単)」により支援し、東電に賠償を求めています。</p>	環境生活部	資源循環推進課	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>原木しいたけのほだ場から除去された落葉層の取扱については、国から方針が示されていないことから、引き続き早期提示について国に働きかけていくとともに、関係市町と連携しながら、具体的な管理方法等について国と協議を行っていきます。</p>	農林水産部	林業振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>2 通常分</p> <p>(1) 人口減少・少子化対策について</p> <p>人口減少・少子化対策については、国の施策により全国どこでも均等に支援が受けられる環境が大切です。地方の実情、特に被災地の実情を踏まえた柔軟かつ弾力的な地方都市支援策が講じられるよう国に強く求めること。また、乳幼児等の医療費助成の現物給付に対する普通調整交付金および医療費給付費負担金の減額措置を廃止すること。</p> <p>県においても市町村と連携し子育てから雇用に至るまで切れ目のない支援策を検討、実施すること。</p>	<p>人口減少対策は、地域の特性を踏まえながら自主的・主体的に施策を実行していくことが重要であり、また、少子化対策については、地方の財政力によって差が出ないことが望ましいことから、地方にとって使い勝手のよい新型交付金の創設や、乳幼児等医療費助成の全国一律化などについて、国に対し要望したきたところです。</p> <p>今般、国は、平成27年度補正及び28年度予算において、地方創生のための加速化交付金や推進交付金を措置しましたが、今後とも、更なる自主性の高い交付金の制度設計や、高い水準の出産・子育てのサービスを全国一律で受けられるよう、働きかけていきます。</p>	政策地域部	政策推進室	B 実現に努力しているもの
	<p>医療費助成の現物給付に対する国民健康保険国庫負担金等の減額措置の撤廃については、毎年度、県として国に要望しており、また、全国的な課題として全国知事会等でも要望しているところです。</p> <p>国においては、現在、子どもの医療制度の在り方等に関して、有識者による検討会を設置し、国民健康保険の国庫負担金等の在り方を含め、見直しに向けた検討を行っているところであり、その動向を注視し、今後の状況を見極めながら、国に対する働きかけに積極的に参加していきます。</p>	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>2 通常分 (2) 国際リニアコライダー誘致 北上山地が国内候補地に一本化された国際リニアコライダー計画が国の誘致表明により国家プロジェクトとして位置づけられ、国を挙げての事業となるよう国に強く働きかけるとともに、引き続き広く県内外に普及啓発を図ること。</p>	<p>国際リニアコライダー(ILC)の実現は、日本が世界に大きく貢献するとともに、高度な技術力に基づく、ものづくり産業の成長発展のみならず、日本再興や地方創生にも大きく寄与するものと考えています。そのため、これまでも岩手県内はもとより、東北大学や東北ILC推進協議会などの関係機関と連携しながら、東北一丸となってILC実現に向けた活動を推進してきたところです。 県としては、国に対しILCの国内誘致の方針を早期に決定するとともに、資金の分担や研究参加に関する国際調整等を速やかに進めるよう強く要望してきました。 引き続き、東北ILC推進協議会等の関係団体との連携を強化し、国への働きかけや県内外へ向けた積極的な情報発信などに取組んでいきます。</p>	政策地域部	科学ILC推進室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>2 通常分 (3) 地域医療の充実と介護、医療、健康保険の見直し、充実 地域住民の誰もが、いつでもどこでも医療機関にかかり、必要とする医療が受けられるよう医師、看護師などの医療従事者の確保、ICT整備を含めた保健、医療、福祉の連携に努めるとともに、全額国庫負担による国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険被保険者の一部負担金、利用料負担の免除措置の延長及び支援をはじめ、住民、関係自治体が安心出来る保険制度への改善見直しを国に強く求めること。</p>	<p>県では、医師確保対策アクションプランに基づき、各種奨学金制度による医師養成に取組むとともに、即戦力となる医師の招へいなど、あらゆる角度から医師確保に取り組んでいるところです。 また、看護職員の安定的な確保と定着を図るため、いわて看護職員確保定着アクションプランに基づき、看護職員修学資金の新規貸付枠の拡大、看護学生セミナー(就業体験)及び新人看護職員研修体制などを進めてきたところであり、引き続きこのような取組を推進していきます。 ICT整備を含めた保健、医療、福祉の連携については、地域の医療、介護、市町村の協働のもと、効果的な医療・介護サービスの提供に向けた情報ネットワークの創設を支援しており、これまでに釜石及び宮古の保健医療圏で利用開始した他、久慈と気仙の保健医療圏においてもまもなく利用開始の予定です。 今後も多くの患者にネットワークに参加いただき、持続的に運営していくため、協議の場に県も参画し、助言や情報提供を行うとともに、地域医療介護総合確保基金を活用した支援を行っていきます。 また、東日本大震災の被災者に係る一部負担金・利用者負担の免除に対する国の特別な財政支援措置が平成24年9月末で終了し、平成24年10月から既存の特別調整交付金の仕組み(基準を満たした場合に8割を支援)に変更されたことから、県では、被災者の医療及び介護サービスを受ける機会を確保するため、平成24年10月以降も引き続き免除措置が講じられるよう財政支援を実施しているところです。</p>	保健福祉部	医療政策室、長寿社会課、健康国保課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
	<p>平成24年9月末までと同様な国の特別な財政措置については、平成24年度から継続して国に対して要望しているところであり、今後も、様々な機会を通じて、国に要望していきます。</p> <p>なお、県では、多くの被災者が、いまだ応急仮設住宅等での生活を余儀なくされ、健康面や経済面の不安を抱えており、引き続き医療や介護サービス等を受ける機会の確保に努める必要があることから、これまでと同様に県内統一した財政支援を平成28年12月まで継続します。</p> <p>持続可能な医療保険制度を構築するため、国民健康保険をはじめとする医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化の推進等の措置を講じることを目的とした、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が、昨年5月に公布されました。</p> <p>この制度改革により、平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体として、市町村とともに国民健康保険の運営を担うこととなり、国民健康保険に対して毎年3千4百億円の財政支援が行われることとなりました。</p> <p>しかしながら、今後も医療費の増嵩が見込まれることから、それに耐えうる財政基盤を確立することなどが課題となっており、将来にわたる国民健康保険制度の安定的な運営について、全国知事会を通じて国に働きかけているところです。</p>			

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>2 通常分 (4) 復興後のあるべき姿を目指した計画的な社会資本の整備と老朽化対策及び防災対策について 今後の社会資本の整備については復興後のあるべき姿を念頭に、計画的に進めると共に国に対しても働きかけること。また、市町村の要望に対して真摯に回答を行うこと。近年頻発するゲリラ豪雨、台風被害に対応するため激甚災害指定の要件緩和や小規模被害対策、農産物被害の補償制度の創出等を国に強く求めること。社会資本の老朽化対策と共に河道掘削や森林の保全を含めたしっかりとした検証に基づく防災対策を講じること。</p>	<p>今後の社会資本の整備は、いわて県民計画に掲げる『いわてを支える基盤』の実現に向け、国や市町村等と連携を図りながら進めていきます。 河川管理施設である既存の河川水門については、ライフサイクルコストの縮減やコストの平準化のため、社会資本整備総合交付金制度を活用し、長寿命化計画の策定から延命化対策まで実施しています。 また、河川内の堆積土砂については、洪水の都度、堆積状況が変化することから、日頃から河川パトロールを行い状況把握に努め、家屋への浸水被害のおそれがある区間など緊急性の高い箇所から優先的に河道掘削を進めていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
	<p>市町村からの要望については、広域振興局において要望書を受理し、本庁担当部局と協議のうえ、施策の反映に努め、市町村に口頭または文書で回答を行っているところです。 また、要望項目のうち特に重要な項目については、広域振興局長から知事に報告するとともに、本庁関係部局との情報共有を行っています。 今後も引き続き、市町村からの要望について、真摯に対応していきます。</p>	<p>秘書広報室</p>	<p>広聴広報課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
	<p>昨年9月に発生した台風18号に伴う豪雨災害については、「9月7日から11日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害(本激)」に指定され、農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置が講じられているところです。 国においては、全国的な災害の発生状況に応じ、激甚災害(本激)の指定を行い、また、被災市町村個々の災害発生状況も踏まえ、早期激甚指定にも取り組んでいると考えています。 今後とも、県内に大規模な災害が発生した場合には、早期の被害集約に努め、速やかな激甚災害指定等の実施について、国に対し必要な要望を行っていきます。</p>	<p>総務部</p>	<p>総合防災室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
	<p>現行の農業共済制度では対象とされていない露地園芸作物等も対象とする、新たなセーフティネットとして検討が進められている「収入保険制度」について、より多くの農業者が加入できる制度設計を行うとともに、適時・適切な情報提供を行うよう、国に要望しています。</p> <p>また、山地災害発生危険性が高い地域を「山地災害危険地区」に選定し、計画的に治山施設を整備するとともに、被災した治山施設や荒廃した林地を治山施設災害復旧事業や復旧治山事業等により復旧し、森林の持つ防災機能の維持増進を図っていきます。</p>	農林水産部	団体指導課、森林保全課	B 実現に努力しているもの
<p>2 通常分 (5) 産業政策の立案ならびに技術者養成機関の強化について 国や県を含む、労使の代表及び金融機関ならびに研究機関など「産学官金労」による雇用政策と一体となった産業政策を検討立案する場を設けること。さらに各地域においても同様の場を設置すること。現在、県内において技術者養成などを実践している事業が安定した運営として維持できる支援を図ること。</p>	<p>岩手県商工観光審議会(事務局:商工企画室)、職業能力開発審議会(事務局:雇用対策・労働室)等を設置しており、様々な分野の方々から幅広く御意見を伺いながら、施策の推進を図っているところです。</p>	商工労働観光部	商工企画室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>2 通常分 (6) 松クイ虫、鳥獣被害対策について 近年被害の範囲が拡大している松クイ虫、鳥獣被害対策については国、県、市町村が一体となって推進すること。また、防除駆除対策から森林再生支援、枯損木の処理や資源としての活用、林内路網整備、被害農林産物の補償等まで、総合的な被害対策を講じること。</p>	<p>県では、平成27年5月に改正法が施行された「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」の趣旨を踏まえ、第11次鳥獣保護管理事業計画において、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施、認定鳥獣捕獲等事業者制度の活用、第二種特定鳥獣管理計画に基づく総合的な対策を推進することについて規定し、野生鳥獣の管理による被害防止対策に取り組んでいます。 また、平成27年度から、国の交付金を活用した指定管理鳥獣捕獲等事業により捕獲の強化に取り組んでいる他、捕獲の担い手の確保・育成に向け、狩猟免許試験の予備講習会や「捕獲の担い手研修会」の開催等により、新規狩猟者の確保及び狩猟初心者の育成支援にも取り組んでいます。 今後も、市町村や関係団体との連携による捕獲対策の一層の推進を図りながら、野生鳥獣の適切な管理に取り組んでいきます。</p>	環境生活部	自然保護課	B 実現に努力しているもの
	<p>(松くい虫対策) 県では、「松くい虫被害対策実施方針」に基づき、被害先端地域での徹底的な駆除、被害まん延地域での樹種転換や被害材の利用促進等、被害状況に応じた防除対策を、国、市町村及び関係機関が一体となって推進しています。 なお、県単独事業として、これまで行ってきた「いわての森林づくり県民税事業」の「松くい虫クリーンアップ処理」に加え、平成28年度から被害がまん延した松林を広葉樹林化する「松林の広葉樹林化促進」を当初予算に計上しています。</p>	農林水産部	森林整備課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>2 通常分 (7) 合併算定替の延長と地方交付税算定方法の見直しについて 現在合併自治体においては合併算定替の期間内に予定された経費削減に向け鋭意取り組んでいるところではあるが、震災の影響も踏まえ合併算定替の期間延長や、広大な面積を有しながら高齢化、過疎化が進行する各自治体の現状に沿った地方交付税の算定方法の見直しを検討するよう国に強く求めること。</p>	<p>普通交付税の算定方法については、平成26年度から、合併後の支所や出張所に要する経費が新たに算定対象に加えられている他、面積の拡大に伴い増加が見込まれる経費を算定に反映させるための密度補正の見直しや標準団体の面積を拡大し設置される施設数を見直すなど、現在国において、合併後の市町村の姿の変化に対応するよう検討されているところです。 県としても、国における算定方法の見直しを、県内市町村の実情を適切に反映したものとなるよう、市町村と連携し国に働きかけていきます。</p>	政策地域部	市町村課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>2 通常分</p> <p>(8) 過疎地域における高校の継続、地域雇用と繋がった特色ある専門課程の設置について(具体箇所は別途)第二次県立高校再編計画の検討が再開されているが、二次交通や地域の事情、関係自治体や地域住民の意見を考慮し、小規模校の存続も含め慎重に検討すること。また、県立高校に専門課程配置を検討するなど将来の地域を担う人材の育成、確保の為に資する特色ある学校づくりに尽力すること。</p> <p>ならびに小規模校において学区外からの受入れなど市町村が独自の特色を活かせる制度に対して国の理解を求めることも含めて支援すること。</p>	<p>平成27年12月に公表した「新たな県立高等学校再編計画(案)」では、地域の高校の存続を求める多くの意見に配慮し、前期計画期間内では学級減を中心とした学級数調整とし、できる限り現在の高校を存続させる内容としています。また、生徒の選択肢を出来るだけ維持してほしいという意見を踏まえ、各ブロックにおいて既存の学科をできるだけ維持する内容としています。さらに、市町村が独自の取組を検討している場合には、制度面を中心にできる限り支援に努めているところです。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの
<p>3 緊急提言</p> <p>(1) TPP(環太平洋連携協定)交渉の大筋合意への対応について</p> <p>本県においても重要な産業である農林水産業における大筋合意の影響を早急に明確にし、国に対してTPPの影響に関する懸念を払拭する対策を講ずることを強力に要請すること。将来にわたり魅力ある産業として、後継者を含めた就業者が意欲を持って経営できるように、生産性向上による競争力の強化を図るなどの取組や施策を速やかに確立すること。</p>	<p>県では、国のTPP協定の経済効果分析をもとに、本県農林水産物の生産額への影響を試算し、生産額が約40億円から73億円減少するとの結果を公表しました。</p> <p>しかしながら、国は、試算に当たり、生産額は減少するものの、国内対策により所得が確保され、生産量が維持されることを前提としており、実際の本県への影響額はこれより大きくなるものと想定されることから、引き続き、国に対し、詳細な影響分析や対策など全容を早期に明らかにするよう求めていきます。</p> <p>国においては、平成28年秋を目途に、農林水産業の成長産業化を一層進めるために必要な戦略等について政策の具体的内容を詰めることとしており、今後、こうした国の検討状況等を注視し、必要な分析や対策の検討を行うとともに、引き続き、国に対し、万全な対応を強く求めていきます。</p> <p>また、県では、これまで、生産性・市場性の高い産地の形成や6次産業化・輸出の促進などに取組んできたところであり、今後も、第3期アクションプランの着実な実行など、農林漁業者が安心して経営を継続できるよう取組んでいきます。</p>	農林水産部	農林水産企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>3 緊急提言 (2) ラグビーワールドカップ2019日本大会等の世界的スポーツ大会の開催を支援するために ラグビーワールドカップ2019日本大会を成功に導くため、国として機運醸成に努めるとともに、開催自治体のラグビーワールドカップ2019組織委員会への分担金や会場整備等に伴う負担軽減を図るため、十分な財政支援措置を講ずることを国に強く要望すること。岩手県としてもさらに積極的に取組を強化すること。</p>	<p>スタジアム建設の財源確保等については、平成27年4月以降、釜石市とともに、国や日本スポーツ振興センターに支援を求めてきたところであり、その結果、スタジアム建設費に対する復興交付金の要望額が全額措置されるなど、着実に進展が図られているところです。 今後、釜石市とともに、全県的な準備体制を構築し、それをもとに実行体制へ移行させていく予定であり、宿泊施設や輸送手段の確保、外国人の受入体制整備等の課題に対応し、万全の体制で大会を迎えられるよう取組を進めていきます。</p>	<p>政策地域部</p>	<p>政策推進室</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>